

第4節

世界・地球規模でのルール形成に向けた取組

経済連携協定に加え、WTO や個別分野での有志国によるルール形成とその遵守も、貿易環境の整備に不

可欠な取組である。

1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）

1948年に発足したGATTの締約国は、過去8度にわたり多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの策定を目指してきた。数次のラウンド交渉²⁴を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。1993年のウルグアイ・ラウンド妥結後は、GATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）が設立された。

WTOは、それまでGATTが担ってきたラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易的側面についても対象としている。また、紛争解決機能を抜本的に強化し、GATTに比べて、その対象範囲が拡大し実効性も向上している。

2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉に関しては、2011年12月に行われた第8回WTO閣僚会議（MC8）において、交渉対象全分野²⁵の一括合意が当面困難であることを認め、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、バリ・パッケージとして合意された。

ラウンド交渉以外でも、WTOにおいては、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。また、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、一部の国では自国産業支援や雇用確保を名目とした措置や鉱物資源の輸出規制といった保護主義的措置が導入されたが、我が国は、

WTOの紛争解決手続を積極的に活用し、こうした措置の是正を求めてきている。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、保護主義抑止に向けた取組、①ITA（情報技術協定）拡大交渉、②TiSA（新たなサービス貿易協定）交渉、③環境物品交渉、④政府調達協定改正に向けた取組、といったラウンド外の複数国間（プルリ）交渉のほか、WTO協定の実施を概観する。

(1) ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

① ドーハ・ラウンド交渉の特徴・経緯

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバリゼーションやIT化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である。日本にとって本ラウンドの推進は、①他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、②我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、③通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、④加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回閣僚会議では、議長総括における「政

24 1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

25 第1表ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点参照

治ガイドランスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された（第Ⅲ-1-4-1-1表）。

その後、非公式閣僚会合等を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であると特定され、APEC 閣僚・首脳会議等を通じて、同3分野からなる2013年12月の第9回閣僚会議（於：インドネシア・バリ）の成果（バリ・パッケージ）へのコミットメントが繰り返し確認された。

② 第9回閣僚会議及びバリ合意の実施

2013年9月のアゼベド新事務局長就任以降、第9回閣僚会議の成功を目指し、交渉が加速された。3分野のうち、政治的対立が比較的少ない開発については進展が見られたものの、多くの論点が残る貿易円滑化と、食料安全保障目的の公的備蓄提案を巡る米国とインドの対立を抱える農業については交渉が難航した。

第9回閣僚会議の開催後も、インドが食料安全保障目的の公的備蓄の取扱いについて恒久的な解決が必要であると強く主張するなど自国の立場を堅持したため、バリ・パッケージの成立が危ぶまれたが、アゼベド事務局長の精力的な調整等によって最終的には全会一致で合意に至った（第Ⅲ-1-4-1-2表）。

第9回閣僚会議で合意された貿易円滑化は、税関手続の透明性の向上及び迅速化等を通じて我が国企業のグローバルな活動を支えるものであると同時に、1995年のWTO設立以来初の全加盟国が参加して作成された協定である。第9回閣僚会議は、停滞していたドーハ・ラウンド交渉において画期的な成果を挙げ、WTOの交渉機能の信認維持に大きく貢献した。

バリ閣僚宣言（バリ合意）では、バリ・パッケージに加え、残るドーハ・ラウンドの交渉事項の進め方について12か月以内に作業計画（ポスト・バリ作業計画）を策定することについても合意した。2014年1月以降、作業計画策定に向けた議論が開始され、農業、非農産品の市場アクセス、サービスの3分野がポスト・

第Ⅲ-1-4-1-1表 ドーハ・ラウンド 一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的著作権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

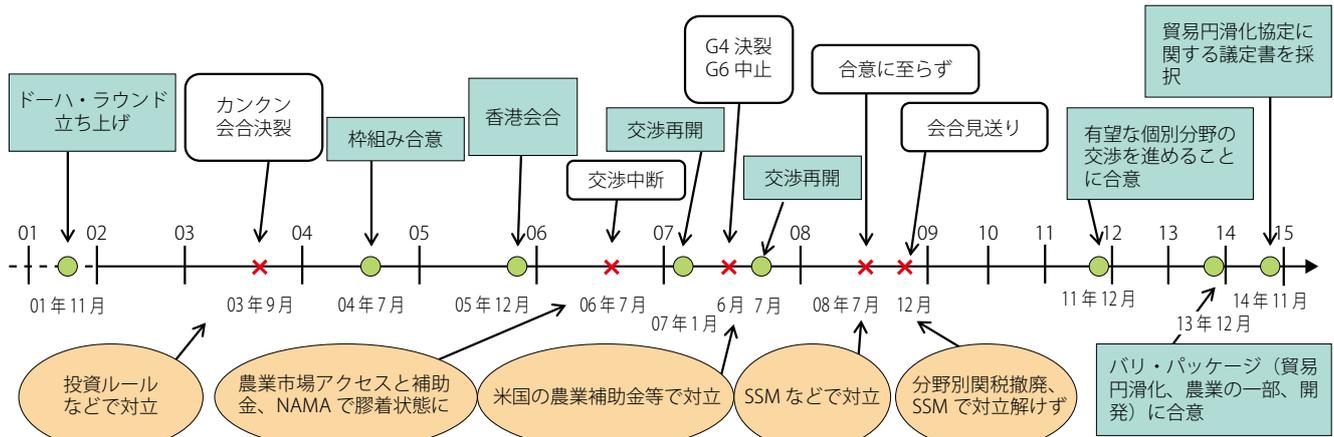
資料：経済産業省作成

第Ⅲ-1-4-1-2表 バリ・パッケージの合意内容

貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 税関手続の透明性向上及び迅速化等のため、各国が実施すべき措置を規定（貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備、事前教示制度の整備等） 開発途上国に対し実施までの猶予期間を認めるとともに、実施が困難な場合は、先進国等からの支援を条件とした猶予期間を認めることを規定
農業	<ul style="list-style-type: none"> ①食料安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定 <ul style="list-style-type: none"> 恒久的解決が得られるまで、食料安全保障を目的とした公的備蓄がWTO農業協定上削減対象となる国内支持であっても、紛争解決手続に持ち込むことを自制する 上記合意は暫定的な位置づけとして、第11回閣僚会議（MC11）までに公的備蓄問題の恒久的解決を得るために合意すべく交渉する ②関税割当の運用に関する了解（閣僚決定） <ul style="list-style-type: none"> 関税割当の運用に係る透明性向上と未消化分の運用改善ルールを規定 ③輸出競争に関する閣僚宣言 <ul style="list-style-type: none"> 農業の輸出補助金を最大限抑制する旨の政治宣言
開発	<ul style="list-style-type: none"> 綿花に関する進展を検証する専門会合の開催 LDC向け特惠制度の原産地規則ガイドライン LDC向けサービス分野の優遇措置 LDC向け無税無枠措置 途上国に対する特別な扱い（S&D）の履行モニタリング制度

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-4-1-3 図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



備考1：G4は、米国、EU、インド、ブラジル。G6は、G4 + 日本、豪州。
 備考2：SSMは、途上国農業特別セーフガード措置のこと。
 資料：経済産業省作成。

パリの中心であり、実現可能性と野心のバランス等に注意を払うべきとの一定の共通認識が生まれた。しかし、新興国に応分の負担を求める先進国と、途上国以上の責任を拒否し、途上国優遇を盛り込んだ2008年の議長テキストの維持を主張する新興国が、議論の入り口で対立したことから、アゼベド事務局長は、各国が譲歩できる余地について協議することを求めた。

5月に中国・青島で開かれたAPEC貿易担当大臣会合では、作業計画の年内策定へのコミットメントが表明されたほか、第9回閣僚会議で合意された7月末の期限までに貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改正議定書を採択することも確認され、同議定書の作成作業が進められた。

しかし、7月に入ると、協定の実施に係る支援への不安等から採択を憂慮していた一部途上国に同調する形で、インドが、食料安全保障目的の公的備蓄に関する作業が遅れているとして、途上国にとっての問題が解決されない限り同議定書採択のコンセンサスに参加できないと主張するようになった。豪州・シドニーで開催されたG20貿易大臣会合ではバリ合意の完全実施で一致したものの、7月24日から開催された一般理事会において、インドは、食料安全保障目的の公的備蓄制度に関する恒久的解決の期限について、第9回閣僚会議で合意された「第11回閣僚会議(MC11)」ではなく2014年末までに結論を得るべきであり、それまでは同議定書の採択を延期すべきと新たに主張した。かかる要求はバリ合意の内容を変更しかねないことから、日米EUのみならず、中南米、ASEAN、アフリカなど多数の途上国も深い懸念を示したが、イン

ドの立場は変わらず、7月31日、一般理事会は同議定書の採択を行わずに終了した。

9月以降、状況を打開するための議論が交わされたものの、特段進展は見られず、中国・北京で開かれたAPEC閣僚会議及びAPEC首脳会議では、WTOの交渉機能の信認に影響を与えているとして、議定書採択の行き詰まりに対し、重大な懸念が表明された。こうした中、11月13日、米国とインドが、二国間で同議定書の採択に合意するとともに、食料安全保障目的の公的備蓄の扱いについて相互理解に達した旨発表した。この進展を受けて、同議定書の採択に向けた最終的な調整が行われ、11月27日に開催された一般理事会において全会一致で以下の合意が成立した。

〈2014年11月27日の一般理事会決定(計3件)〉

- ① 食料安全保障目的の公的備蓄について、各国は、WTOの紛争解決手続に提訴しないとする措置が、恒久的解決が採択されるまで継続することを確認(期限の明確化)。恒久的解決を2015年末までに得よう最大限努力する。
- ② 貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改正議定書を採択(第Ⅲ-1-4-1-3図)。同議定書は全加盟国の3分の2の受諾により発効する。
- ③ ポスト・バリ作業計画を2015年7月末までに策定する。

上記一般理事会決定を受けて、7月以降停滞していたポスト・パリの議論が再開された。2015年1月にスイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、2015年7月末までの作業計画策定に向けた交渉の進め方について意見が交わされ、設立20周年にあ

たる2015年がWTOにとって極めて重要な年であり、12月の第10回閣僚会議（MC10）では具体的な成果が必要との認識が共有された。作業計画については、新たな方法の検討や野心の水準の再調整などへの言及があり、議論を加速させていくことで一致した。我が国は、WTOによる多角的貿易体制の維持・強化に向けて、引き続き積極的に議論に貢献していく。

(2) 保護主義の抑止

2008年9月のリーマンショックに端を発する世界的な経済危機が発生して以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった²⁶。そうした国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体現するWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。

2014年11月に公表されたG20諸国・投資措置に関する報告書（第12版）は、調査期間中にG20諸国が新たに導入した保護主義的措置数が前年同期様高い水準にあるとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20やAPECの場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。

G20、APECにおける保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、2つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、即ち、「ロールバック」のコミットメントである。2014年11月に中国・北京で開催されたAPEC首脳会議では、「スタンドスティル」約束の2018年末までの延長で

一致するとともに、「ロールバック」のコミットメントを再確認した²⁷。

(3) ITA（情報技術協定）拡大交渉

① 拡大交渉の背景

ITA（情報技術協定）は、IT製品144品目（HS6桁ベース：附属書A²⁸掲載品目のみ）について、ITA参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓など29か国で合意し、1997年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2015年3月末現在、78か国・地域（ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。これらの国のITA対象物品の世界貿易総額に占める割合は97%以上となっており、ITAは世界貿易総額の約15%（5.3兆ドル（2013年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

現行協定の発効から18年が経過し、その間の技術進歩を受け、現行協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっている。

ITA拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、過去にWTOの紛争解決手続に付託されたこともあるITAの対象範囲等（現行協定の附属書Bから附属書Aへの移行を含む）の明確化を目的としている。

② 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日米韓台等、17か国39業界団体（その後、同年5月に18か国41団体）がITA拡大を要請する共同声明を発表。これを受け、ITAの主要参加国（日米中韓台など）がほぼ全て参加するAPECで、日米が連携してWTOでのITA拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、「APECエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリー

26 『通商白書2009』第2章第3節参照

27 2014年のG20ブリスベン・サミットでも、2013年のG20サンクトペテルブルグ・サミットにおけるスタンドスティル及びロールバックのコミットメントが再確認された。

28 ITA対象品目のリストは、附属書A（対象品目がHSによって特定されている品目）と、附属書B（関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト）で構成されている。

ダーシップを発揮していく」旨に合意した。

このAPEC首脳宣言を受けて、日米連携の下、2012年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、EUが関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせてITA拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTOが迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日米は、各国と連携してEUに対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことでEUも合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012年5月には、日米等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーをWTOに提出し、5月14日にジュネーブのWTO事務局で開催されたITA15周年記念シンポジウムの翌日に開催されたITA委員会公式会合で、ITA拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

③ 拡大交渉の現状

2012年5月末以降、月に1回の頻度で日米EU韓台マレーシア等の関心国による交渉会合がジュネーブで開催され、関心国の要望品目を積み上げ、整理した「品目候補リスト」の作成が進んだ。

2012年秋以降の交渉会合からは、フィリピン、シンガポール、そしてIT製品の最大の貿易国である中国が参加し、「品目候補リスト」の絞り込みが行われるとともに、各国のセンシティブ品目に関する議論も行われた。しかしながら、2013年7月の交渉会合において、中国の広範なセンシティブ品目リストに大きな改善が見られなかったことから、7月の交渉会合は中断されることになった。

その後、APEC等の場を活用して、各国ハイレベルで中国に対する働きかけを続けた結果、2013年10月から交渉が再開され、2013年11月の交渉会合において、各国が妥結に向けて譲歩する中、中国等が多くセンシティブ品目を維持し続けたこと等から、妥結に至らなかった。

2014年11月のAPEC北京首脳会合時に、米中間で対象品目について合意したことを受け、12月から交渉が再開されたが品目合意に至らず、2015年に持

ち越しとなった。

2015年3月末現在、現行ITA対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーする53か国・地域（内、EUは28か国）がITA拡大交渉に参加している。

(4) TiSA（新たなサービス貿易協定）交渉

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の様相が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はEPA/FTAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、①途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、②一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行った²⁹。2015年3月末現在のメンバーは、51か国・地域（日、米、EU（28か国）、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、パラグアイ、ウルグアイ、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン）である。

29 外務省 HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

(5) 環境物品交渉

① 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（CTESS）の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

② 交渉立ち上げまでの経緯

APECにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）で、WTOでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、APEC環境物品リストを基に、WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げる、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月に、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国14か国・地域（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、WTOにおける環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志国14か国・地域で環境物品交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

③ 交渉の現状

2014年7月以降、2か月に1回のペースで交渉会合がジュネーブで開催されている。2015年3月末までに5回の交渉会合が開催され、交渉参加国による要望品目の積み上げ作業が行われた。2015年1月からはイスラエルが、3月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、3月末現在では17か国・地域が交渉に参加している。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活性化という観点から、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

(6) 政府調達協定の改正

1994年に作成された政府調達協定（1996年に発効）は、協定発効から3年以内に新たな交渉を行うことが規定されていたことから、1997年から政府調達委員会において、i) 協定の改善・手続の簡素化、ii) 開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、iii) 協定の適用範囲（調達機関等）の拡大の3つを主な見直しの内容とする政府調達協定の改正交渉が開始された。

i) については、2006年12月に改正条文案に関する暫定合意が成立した。

ii) 及びiii) については、2004年7月に協定の締約国間で合意したモダリティ（交渉の枠組み）に基づき、協定の締約国間で提出されたリクエスト（他の協定の締約国に対する協定の適用範囲拡大の要求）及びオファー（自国の適用範囲拡大に係る提案）に基づいた二国間交渉が継続的に行われた。協定の締約国間の見解の相違を埋めるのは容易ではなく、長年にわたり合意を達成することができなかったが、2011年12月15日に第8回WTO閣僚会議に先立ち開催されたWTO政府調達閣僚会議において、14年間続いた交渉が実質的妥結に至り、2012年3月30日、政府調達委員会において政府調達に関する協定を改正する議定書が正式に採択された。交渉の妥結により、各国が政府調達協定の適用対象とする機関を拡充するなど対象範囲を拡大し、更なる政府調達市場が創出されることになった。例えば、日本は対象となる物品・サービスの調達の基準額の引下げなど、米国は連邦政府の10機関を新たに対象に追加、韓国は中央政府機関10機関及び地下鉄等を新たに対象に追加した。WTO事務局によれば、協定の改正により、年間800億から1,000

億ドル規模の新たな政府調達市場が創出されると推計されている。また、協定の条文も改正され、加入交渉中及び実施の過程における開発途上国に対するS&D（特別のかつ異なる待遇）の提供など開発途上国の加入を促進するための規定等が導入された。この改正の背景には、1994年に作成された政府調達協定の締約国のほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加入促進が重要な課題の1つである点が挙げられる。また、電子的手段の利用の奨励等、より効率的な手続を行うための規定も整備され、これらにより外国の政府調達への参加が容易になることが期待される。

政府調達協定の改正議定書の発効のためには政府調達協定の締約国の3分の2が受諾しなければならず、2014年3月7日までにこの要件を満たすこととなる9か国及びEUが改正議定書を受託したため、その後30日目の日にあたる4月6日に改正議定書は発効した。我が国については、2013年12月3日に改正議定書の締結のための国会承認を得たのち、改正議定書によって改正された政府調達協定の実施のために必要な政令等の改正作業を進め、2014年3月17日にWTO事務局へ受諾書を寄託し、その後30日目にあたる4月16日に改正議定書が発効した。改正議定書の発効により、我が国の供給者等が参入できる他国の政府調達の範囲が拡大するとともに、我が国自身の政府調達をより効率的かつ機動的に行うことが可能となる。

(7) WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、自由かつ公正な貿易ルールを策定すると同時に、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO協定上の手続は、問題となっている措置の是正勧告のみならず、勧告が履行されない場合に対抗措置を発動するための手続を備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較して実効性は高い。WTO協定に違反する諸外国・地域の法令や措置の是正を求めることは、我が国の不利益を解消するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要である。また、通商摩擦をいたずらに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいて主張・対処することが必要である。

こうした方針のもと、我が国は二国間交渉のほかWTOの紛争解決手続の活用により、WTO協定に違

反する各国の政策・措置についてその是正を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用しており、紛争解決手続に基づく協議要請件数が著しく増加している。1995年のWTO発足以来、WTOの紛争解決手続が用いられた案件は491件（2015年3月末）に上っている。こうした中、我が国が当事国として協議を要請した案件は18件あり、係争中の2件を除く16件のうち、15件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2015年3月末）。また、我が国は、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関して我が国の立場を述べている。

(8) 紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

① 中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD（アンチ・ダンピング）措置

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

本措置は、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、AD協定に違反する可能性があったため、我が国は、2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、超々臨界圧の石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。

その後も中国政府に対し、日本製品の調査対象からの除外を求めて働きかけを行うなど対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2012年12

月、我が国は、中国に対して WTO 協定に基づく二国間協議要請を行い、2013年1月に協議を実施した(EUが第三国参加)。協議結果を踏まえ、4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置された。また、同年6月にはEUが本件についてWTO協議要請を行い、同年8月にパネル設置を要請し、同月、パネルが設置された。2015年2月、中国のAD協定違反を認めるパネル報告書が配布されたが、一部の論点について我が国の主張が認められなかったため、同年5月、我が国はこれらの一部論点について上訴を行った。

② ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車(排気量1,000cc~1,500cc及び1,500cc~2,200ccの乗用車)に対するセーフガード調査を開始した。しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車輸入台数は大幅な減少傾向を示している等、多くの点でWTO協定の措置発動要件を満たすかについて強い疑義があったため、我が国は、WTOセーフガード委員会において懸念を表明するとともに、調査手続における公聴会への参加や、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡の発出等を通じて懸念を表明しつつ、本措置の発動を控えるよう要請を行った。

しかしながら、2013年3月、ウクライナ政府は「公告日(同月14日)の30日後から3年間、排気量1,000cc~1,500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1,500cc~2,200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、同年4月に課税が開始された。これを受け、我が国は、閣僚レベルでの申し入れをはじめ、二国間及びWTOの関連委員会において、措置撤回に向けての累次にわたる働きかけを行ったが、状況が改善されなかったため、同年10月、WTO協定に基づく二国間協議を要請した。同年11月及び2014年1月にウクライナとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことから、同年2月、パネル設置要請を行い、同年3月にパネルが設置され、現在パネル審理中である。

③ 中国の原材料輸出規制への対応

中国政府は、多くの原材料品目について輸出規制措置を実施している。各国は、中国の輸出規制措置が、

GATT(関税と貿易に関する一般協定)及び中国のWTO加盟議定書に整合的でないとして、WTOの委員会や二国間協議の場で累次の是正を求めてきた。これに対し、中国政府からは、輸出規制措置の目的は、環境への配慮及び有限天然資源の保存であり、GATT第20条に整合的であるとの回答がなされたが、加盟議定書上の措置を正当化する根拠等について、詳細な説明は行われてこなかった。

2009年6月、米国、EU及びメキシコ³⁰は、ボーキサイト、コークス、螢石等の原材料9品目に対する輸出規制措置がWTO協定に整合的でないとして協議要請を行ったが、協議による解決に至らなかったため、同年12月にパネルが設置された(我が国は第三国参加)。2011年7月には、中国の輸出規制措置はWTO協定に整合的でないとするパネル報告書が公表され、同年8月に中国は上訴したが、2012年1月にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。これにより、中国は、協定整合的でないと判断された輸出規制措置の是正が求められ、中国政府は、2013年1月以降、ボーキサイト、コークス、螢石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの6品目の輸出税を撤廃し、黄リン、亜鉛については加盟議定書で定められている範囲内の税率へと措置を是正した。加えて、ボーキサイト、コークス、螢石、シリコンカーバイド、亜鉛については輸出数量制限を撤廃するなど、勧告を履行している。

2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース、タンゲステン及びモリブデンに対する輸出規制措置(輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限等)について、WTO協議要請を行い、2012年4月に協議を実施した。しかし、協議による解決に至らなかったため、同年6月、日米EUがパネル設置要求を行い、同年7月にパネルが設置された。2014年3月、日米EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表され、同年4月、中国及び米国が上訴した。同年8月、上級委員会報告書が公表され、パネルと同様、3か国の主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はGATT及び中国加盟議定書に整合しないと判断が確定した。本パネル及び上級委員会の判断は、重要資源であるレアアース等の安定供給の確保のみならず、一部の資源国の保護主義的な動きを牽制する観点からも意義深い。なお、中国はWTOの勧告に従い、輸出

30 メキシコは2009年8月に協議要請を実施。

数量制限を2015年1月1日に撤廃するとともに、輸出税についても2015年5月1日から撤廃した。我が国としては引き続き輸出規制の運用の状況を注視し、必要に応じてWTO協定に整合的な運用を求めて働きかけを行っていく。

④ アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

アルゼンチン政府は、2008年11月、金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度を導入した。その後、同制度の対象品目を拡大し、対象品目は約600品目に達し、加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施した。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。なお、2013年1月

には、非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は存続した。

これらの輸入制限的措置は、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性があったため、我が国は、産業界による改善要望も踏まえ、2012年8月、米国及びメキシコとともに二国間協議を要請し、同年9月に協議を実施したが、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、米国・EUとともにパネル設置要請を行い、2013年1月にパネルが設置された。2014年8月、日米EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が発出され、これに対して同年9月にアルゼンチンが上訴を行い、同年10月には日本、EUが反上訴した。2015年1月、上級委員会最終報告書が発出され、アルゼンチンの輸入制限措置について、GATTに違反するとした。我が国は、アルゼンチンが本パネル及び上級委員会の判断に従い、早期に本輸入制限的措置を是正するよう強く求めていく。

2. APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

APECは、アジア太平洋地域の持続可能な経済成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化・円滑化を通じた地域経済統合等の諸課題に取り組む地域協力の枠組みである。日本と豪州が主導して1989年に創設した当該枠組みには、現在21のエコノミー（国・地域）が参加している。

1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議において、先進エコノミーは2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することが長期の目標（「ボゴール目標」）として採択された。質の高いFTAは本目標を達成するための有力な手段と位置づけられ、FTA交渉の参考としてFTAモデル措置のとりまとめが進められた（2008年完了）。2006年の首脳会議では、長期展望としてのアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、以降、APECにおいて地域経済統合に関する議論が急速に進展することとなった。

さらにAPECでは、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化だけでなく、世界の貿易・投資

ルールの策定にも貢献してきた。例えば、1996年のWTO閣僚会議における情報技術協定（Information Technology Agreement：ITA）の合意に先立って開催された、APEC首脳会議においてIT製品の関税撤廃を目指すことに合意し、WTOにおける合意を後押しすることとなった。また最近においても2012年のAPECにおける環境物品54品目に関する関税引き下げ合意が、WTOにおける環境物品自由化交渉の開始に向けた重要な契機となった。

(1) 最近の動き

① 2010年（議長エコノミー：日本）

2010年には、我が国はAPEC議長エコノミーとして、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。

その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。

また、FTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6及び環太平洋パートナーシップ（TPP）協定などの現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに首脳レベルで合意した。さらに、FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた（「FTAAPへの道筋」）。

その他、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」や「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」、「安全な成長」の5つの成長を達成することを目的とする、長期的かつ包括的な「APEC首脳の成長戦略」を策定した。

② 2011年（議長エコノミー：米国）、2012年（議長エコノミー：ロシア）、2013年（議長エコノミー：インドネシア）、2014年（議長エコノミー：中国）

2011年から2012年までのAPECでは、地域経済統合の推進やグリーン成長の促進、コネクティビティの促進など、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けた具体的な議論が進められた。

まず、地域経済統合の推進については、FTAAPの実現に向けて、次世代貿易・投資課題に対処しつつ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化及び地域経済統合に向けて努力していくことが確認された。FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題については、2011年に（1）効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進（イノベーションと貿易）、（2）中小企業のグローバル生産網への参加強化、（3）グローバル・サプライチェーンを課題として選定し、（1）及び（2）について共通原則を策定したほか、2012年には、上記3つの課題について議論を深化させるとともに、新たな課題として、（4）FTAの透明性を選定し、透明性に関するFTAモデルを策定した。

また、グリーン成長については、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」（太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成）に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意（ホノルル宣言）に従い、各エコノミーにおける

実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられることとなった。

2013年のAPEC首脳会議では、多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成、連結性の促進等について議論が行われた。多角的貿易体制の支持については、同年12月の第9回WTO定期閣僚会議（MC9）に向け、バリ・パッケージの早期合意の必要性・緊急性を共有し、多角的貿易体制とMC9を支持する独立文書を発出した。連結性（コネクティビティ）の促進については、アジア太平洋地域の連結性の強化が地域全体の経済成長に資するという認識を共有し、（1）インフラ開発・投資の促進を始めとした「物理的連結性」、（2）APEC構造改革新戦略の進展や国境を越えた教育の推進等を含む「制度的連結性」、（3）学生・研究者等の移動の円滑化等を内容とする「人と人との連結性」について2014年に青写真（blueprint）を作成するとともに、それぞれの取組を加速していくことを確認した。特に、物理的連結性に関しては、APEC専門家アドバイザリー・パネル、試験的PPP（官民連携）センターの設置や、インフラ開発・投資におけるライフサイクルコストの重視などを内容とする「インフラ開発・投資に関する複数年計画」が策定され、これを通じて物理的インフラの開発・維持・刷新において協力していくこととなった。日本からは、域内のインフラ開発・投資について、「インフラ整備三原則（（1）ライフサイクルコスト、環境等への影響、安全性などの重視、（2）透明性の高い投資環境の整備、（3）政府職員の能力向上）」の重要性を指摘し、その内容が盛り込まれた。

2014年のAPEC首脳・閣僚会議では、多角的貿易体制、FTAAPを始めとする地域経済統合の進展、インフラ開発を始めとした連結性の強化等について議論が行われた。

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）については、TPP、RCEP等の地域での既存の取組を礎として可能な限り早期にFTAAPを確立するため、「FTAAPの実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の開始等を内容とする「FTAAP実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」に合意した。

包摂的な連結性及びインフラ開発の強化については、継ぎ目なく包括的に連結され、統合されたアジア太平洋を実現するため、前年の首脳会議の合意を受け「連結性ブループリント」を策定した。日本から、質の高い成長と持続可能な開発を実現するためには、イ

ンフラ開発投資にあたり、ライフサイクル・コスト（調達・製造から廃棄までを合わせた生涯費用）等の「インフラの質」を勘案すると共に、環境社会配慮、透明性等質の高いスタンダードを確保しつつ、現地の雇用や能力構築につなげていくことの重要性と指摘、これが宣言に反映された。

(2) 今後の展望

2015年は、フィリピンが議長を務め、「包摂的な経済の構築、より良い世界を目指して (Building Inclusive Economies, Building A Better World)」をテーマに、(1) 地域経済統合アジェンダの推進、(2) 中小企業の地域・世界市場への参画促進、(3) 人材開発への投資、(4) 持続可能かつ強靱な地域社会の構築の4つの優先課題の下に議論を行っており、その成果が、11月にマニラで開催される APEC 首脳会議・閣僚会議においてとりまとめられる。

我が国としては、2010年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぎつつ、製造業関連サービスや環境サービス等のサービス貿易の自由化・円滑化や質の高いインフラ開発・投資の促進等に係る具体的な取組を進め、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化を促していくことで、同地域の地域経済統合の推進と更なる発展に取り組んでいく。その上で、この地域の力強い成長力、インフラなどの旺盛な需要や巨大な中間層の購買力を取り込むことで、我が国に豊かさと活力をもたらすような通商政策を実現していく。

第Ⅲ-1-4-2-1 図
2014年 APEC における閣僚会議・首脳会議の様相



資料：経済産業省撮影。



資料：APEC 事務局。〈<http://www.apec.org>〉